

議案第42号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年7月26日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

夏季休暇取得期間を延長することに伴い一部規則を改正する必要性が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月
世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第11条 令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7
月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とす
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務
時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

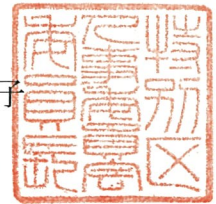
改正後	改正前
<p><u>附 則</u> 第11条 令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、 同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から 11月30日まで」とする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園 教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、 令和4年7月1日から適用する。</p>	



04 特人委給第 269 号
令和 4 年 7 月 19 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部改正について（回答）

令和 4 年 7 月 15 日付 4 世教職第 330 号で承認申請のあった下記規則案に
ついて承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則